

令和4年度愛媛県立宇和島水産高等学校 専攻科入学者選抜追検査実施要領

1 目的

この要領は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和4年度愛媛県立宇和島水産高等学校専攻科入学者選抜（以下「専攻科入学者選抜」という。）の入学志願者の受検機会を確保するため、専攻科入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

- (1) 愛媛県立宇和島水産高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）は、専攻科入学者選抜の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、専攻科入学者選抜の学力検査等（令和4年度愛媛県立宇和島水産高等学校専攻科入学者選抜実施要領（以下「入学者選抜実施要領」という。）8に規定する学力検査等をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要領の定めるところにより、追検査を実施するものとする。
- (2) 追検査に係る検査科目の学力検査の成績及び面接の結果は、それぞれ専攻科入学者選抜に係る当該検査科目の学力検査の成績及び面接の結果とみなす。

3 受検手続

- (1) 専攻科入学者選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の校長を経て（在籍又は出身の高等学校等のない場合にあっては、直接。（3）において同じ。）、令和4年1月19日（水）正午までに高等学校長に提出しなければならない。
- (2) 専攻科入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、高等学校等の校長の証明を受けなければならない。ただし、高等学校等の校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、高等学校等の校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 高等学校長の報告

- (1) 高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和4年1月19日（水）午後3時までに愛媛県教育委員会教育長（以下

「教育長」という。)に報告するものとする。

- (2) (1)に定めるもののほか、高等学校校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 学力検査及び面接の実施

追検査受検者に対して行う学力検査及び面接については、入学者選抜実施要領8(1)、(4)及び(5)の規定を準用する。ただし、専攻科入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査科目の学力検査又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	科 目 等		
		漁 業 科	機 関 科	水産増殖科
令和4年 1月27日 (木)	9:00 ~ 9:10	点呼、受検上の注意		
	9:20 ~ 10:20	数 学 I		
	10:35 ~ 11:35	コミュニケーション英語 I		
	11:50 ~ 12:50	航海・計器	船用機関	生物基礎 又は水産海洋基礎
	12:50 ~ 13:30	昼 食		
	13:35 ~ 13:45	諸 連 絡		
	13:45 ~ 14:45	船舶運用	機械設計工作	面 接
	14:55 ~	面 接		

7 検査場

検査場は、愛媛県立宇和島水産高等学校とする。

8 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した場合は、入学者選抜実施要領10の規定にかかわらず、令和4年1月28日(金)午前10時に、愛媛県立宇和島水産高等学校において、受検番号を掲示して行う。

9 学力検査の得点等の口頭による開示請求

学力検査の得点等の口頭による開示請求は、入学者選抜実施要領11の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和4年1月28日(金)から1月間とする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。